

平成21年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成21年12月16日（水）

午後2時～午後2時25分

場所：南三陸町役場

防災対策庁舎1階多目的ホールB

出席者

審査会会長	及川利征
委員（会長職務代理者）	山内孝明
委員	坂野智憲
委員	及川透
委員	須藤芳子

南三陸町	総務課長	佐藤徳憲
	総務課課長補佐	
	兼総務法令係長	阿部良人
	総務課主査	岩淵武久
	総務課主事	三浦亜梨沙（開会時のみ）

会議の記録

（開会前において町長あいさつ。あいさつ終了後町長退席）

午後2時 開会

阿部補佐 それではあらためまして、ただ今から、平成21年度第1回目になります南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会とさせていただきます。

委員さん方の改選後ということでございますので、あらためて会長を選任をしていただくというかたちとなります。お手元にお渡ししております審査会の運営規程、その第3条に委員の改選後において、といった部分の規定がございます。このことから、年長の委員さんが臨時に会長の職務を行っていただきまして、会長を選任していただくといったかたちとなりますので、たいへん恐縮ですが及川利征委員さんに会長の職務執行というかたちの中で暫時の間進行をしていただくということになります。及川利征委員さん、どうぞ前のほうにお進みいただきまして、よろしくお願ひいたします。

及川会長 それでは、委員改選後第1回目の会議ということで、審査会の運営規

程、こちらの第3条の規定に基づきまして、会長が互選されるまでの間、会長の職務を執行いたします。よろしくお願ひいたします。

早速、選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会長の互選について、提出いたします。

処務担当の説明を求めます。

岩淵主査 御苦労様です。

本日お手元にお配りしております審議資料の1ページ目をお開き願います。

(選任第1号提出文朗読)

御説明申し上げます。

この選任第1号、提出文にもございますとおり、審査会条例の第4条第1項、こちらにおきまして、審査会に会長を置き、その会長については委員の互選によって定めると、そういういた旨の規定がなされております。本日お手元に別にお配りしております2枚ものの資料の1ページ目、審査会の運営規程のほうを御覧いただきたいと思います。この審査会の運営規程につきましては、平成19年の第1回目の審査会の際に御決定等いただいた規程となってございますが、その第2条のほうに会長の任期という見出しで、審査会の会長の任期については審査会の委員の任期によると、そういういた規定がなされております。したがいまして、今回、改選後の第1回目の審査会ということでして、会長をあらためて互選いただくと、こういった内容となっております。

以上が選任第1号の概要となりますと、御審議等よろしくお願ひいたします。

及川会長 事務局からの説明が終わりました。

互選という規定となっております。御意見がありましたら承りたいと思います。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

前回も会長である及川会長さんが適任かと思いますので、及川利征委員さんを会長に推薦いたします。

及川会長 ただ今、及川委員さんから私というふうな御意見を頂戴しましたが、その他にございませんか。

(異議ない旨の声あり)

なければ、たいへん恐縮ではございますが、私ということで御意見がまとまったものと、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、今後2年間、この審査会の会長として務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

確認のため、事務局から朗読をお願いします。

岩淵主査 はい。それでは、及川利征委員が審査会の会長ということで、審議資

- 及川会長 料1 ページ目への御記入等、よろしくお願ひいたします。
- 及川会長 それでは、選任第2号に入ります前に、審査会規程の第7条第2項に規定します会議録署名委員を指名いたします。本日の会議の会議録署名委員には須藤委員さんを指名いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 及川会長 選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会長の職務を代理する委員の指名について、提出いたします。
- 岩淵主査 事務局の説明をお願いします。
- 岩淵主査 それでは、審議資料の2ページ目をお開き願います。
- 岩淵主査 (選任第2号提出文朗読)
- 岩淵主査 御説明申し上げます。
- 岩淵主査 この選任第2号につきましては、審議資料の提出文にもございますとおり、審査会条例の第4条第3項、こちらでは、審査会に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理する旨、規定されております。したがいまして、この選任第2号では、審査会会長の職務を代理する委員、一般に会長職務代理者という職となりますが、こちらにつきまして、会長から御指名いただくというものとなっております。
- 岩淵主査 よろしくお願ひいたします。
- 及川会長 審査会条例の第4条第3項では、あらかじめ会長が指名することとなっておりますが、委員皆様方から御意見等ありましたら伺いたいと思います。
- 岩淵主査 (特に意見等なし)
- 岩淵主査 なければ、会長の指名ということですので、指名をさせていただきます。山内委員さんを会長職務代理者に指名いたしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 岩淵主査 御異議ございませんか。
- 岩淵主査 (異議ない旨の声あり)
- 岩淵主査 それでは、山内委員さん、お願ひいたします。
- 及川会長 確認のため、事務局から朗読をお願いします。
- 岩淵主査 はい。それでは、会長職務代理者、山内孝明委員ということで、審議資料2ページ目への御記入等、よろしくお願ひいたします。
- 及川会長 本日の審議資料にあります議事については以上であります、その他ありましたら、お願いします。
- 岩淵主査 よろしいでしょうか。
- 及川会長 事務局、どうぞ。
- 岩淵主査 本日、正式な審議という案件ではございませんが、お手元のほうに、新聞記事の写しについてお配りさせていただいております。
- 岩淵主査 審査会の事務局側からの情報提供といいますか、資料提供、そういう

たかたちでのものということで御了解をいただきたいと思いますが、三陸新報に掲載のあった記事となっておりまして、今年の5月21日と6月3日にそれぞれ掲載された記事となっております。御確認等いただければと思います。

他の市町村さんの個人情報関連といいますか、最終的には個人情報保護に関するといった内容のものとなっておりますが、民生児童委員協議会が、援護世帯を把握するのが困難な状況にあるといったことから、その市町村に対して名簿の提供を要望すると決定し、実際に首長に対して要望したと、そういう内容となっております。

今回、あくまでも情報提供ということで、実際に南三陸町として同様の事案について具体的な手続を進めているといったものではございませんので、情報提供といった趣旨からお配りさせていただいておるもので

他の市町村さんでこういった要望がなされているといったものでして、実際、この市町村さんでは個人情報保護審査会に諮問がなされたようでして、答申の状況については未だオープンになっている情報はございませんが、例えば当町で同様の趣旨の要望等がなされる、今後そういうことも考えられますので、事務局側からの情報提供ということで御参考までにお配りいたしました。また、町側といいますか、実施機関側からとして申し上げさせていただきますと、あらかじめ御教示等賜れることができましたら、お願ひできればと、そういうものとなっておりますので、御確認等いただければと思います。

これは審議事項ではないんですね。

正式な諮問等としてのものではありませんで、こういった事案が近隣市町村のものとして記事として掲載されたというものについてお配りしております。併せて、たいへん恐縮ではありますが、実施機関側からとすれば、審査会の委員の皆様からあらかじめ御教示等いただける部分がありましたら賜りたい、そういうものとなっております。

情報提供ということのようですので、御覧いただきたいと思います。

いずれ、当町においても、当審査会にも諮問などがなされるといったこともあり得るというもののようですので、関連して御意見等ありましたら、お願ひします。

(意 見 交 換 等 を 実 施)

及川会長 いろいろと御意見等いただきましたが、当然、当町においても情報公開条例、或いは個人情報保護条例、そうした法令に基づいて判断いただくといったこととなるでしょうから、適正な事務執行等お願いしたいと思います。

その他、事務局ありませんか。

なければ、本日の審査会の会議につきましては、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

午後2時25分 閉会